

釜石大槌地区行政事務組合  
議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 18 日

釜石大槌地区行政事務組合

平成 28 年 3 月 釜石大槌地区行政事務組合  
議 会 臨 時 会

議 事 日 程

平成 28 年 3 月 18 日（金）午後 2 時 00 分 臨時会を開く

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の報告
- 日程第 4 議案第 5 号 釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 6 号 平成 27 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 3 号）の専決  
処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 7 号 釜石大槌地区行政事務組合行政不服審査会条例
- 日程第 7 議案第 8 号 釜石大槌地区行政事務組合情報公開条例
- 日程第 8 議案第 9 号 釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 10 号 釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 10 議案第 11 号 釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めること  
について
- 

出席議員（12 名）

- 1 番 佐々木 慶 一 君  
2 番 山 崎 将 也 君  
3 番 澤 山 美恵子 君  
4 番 千 葉 榮 君  
5 番 阿 部 三 平 君  
6 番 後 藤 文 雄 君  
7 番 芳 賀 潤 君  
8 番 遠 藤 幸 徳 君  
9 番 東 梅 康 悦 君  
10 番 菊 池 秀 明 君  
11 番 及 川 伸 君  
12 番 古 川 愛 明 君

説明のため出席した者

管	理	者	野	田	武	則	君
副	管	者	平	野	公	三	君
監	査	員	野	田	喜	一	君
参		与	山	崎	秀	樹	君

事	務	局	長	兼	総	務	課	長	和	田	利	男	君	
消	防	本	部	消	防	次	長	長	猪	又	康	洋	君	
消	防	本	部	消	防	課	長	長	川	崎	光	則	君	
消	防	本	部	総	務	課	長	長	古	川		充	君	
消	防	本	部	消	防	課	長	長	藤	原	幸	男	君	
釜	石	消	防	署			長	長	佐	藤	正	敏	君	
大	槌	消	防	署			長	長	菊	地	秀	明	君	
釜	石	消	防	署	副	署	長	長	深	野	智	欣	君	
消	防	本	部	主			幹	幹	番	田	健	児	君	
会	計	管	理				者	者	吉	田		均	君	
監	査	委	員	事	務	局	長	長	小	笠	原	勝	弘	君
総	務	課					付	付	熊	谷	充	善	君	
総	務	課					付	付	土	澤		智	君	
総	務	課					付	付	岩	間	成	好	君	

事務局職員出席者

総	務	課	長	補	佐	佐	々	木	さ	え	子	君
総	務	課	主	査	査	小	山	田	富	美	子	君

午後 2 時 00 分 開会

- 議 長（古川愛明君） 本日の出席議員は 12 名で、定足数に達しており、会議は成り立ちました。  
欠席の届出は、ありません。  
只今から、平成 28 年 3 月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

- 議 長（古川愛明君） 日程第 1 本日の会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規程第 51 条の規定により、議長において 7 番芳賀潤さん及び 8 番遠藤幸徳さんを指名いたします。

- 議 長（古川愛明君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日 1 日と決しました。

- 議 長（古川愛明君） 日程第 3 議長の報告であります。  
管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 5 号から議案第 11 号までの 7 件の送付がありましたので、ご報告いたします。  
以上で、議長の報告を終わります。

- 議 長（古川愛明君） 日程第 4 議案第 5 号「釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第 10 議案第 11 号「釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」までの 7 件を一括議題といたします。  
只今、一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君） ご異議がありませんので、只今、議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。

- 議 長（古川愛明君） 事務局長

- 事務局長（和田利男君） 只今、議題に供されました、議案第 5 号「釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、議案第 11 号「釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」までの議案 7 件について、順次ご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 5 号「釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

この議案は、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするもので

すが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、去る2月15日付けで専決処分を行い、地方自治法第292条において準用する、同法第179条第1項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、別冊となっております、平成27年度の補正予算書をご覧ください。

議案第6号「平成27年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。

この補正予算は、予算執行上補正予算編成の必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、去る2月15日付けで専決処分を行い、地方自治法第292条において準用する、同法第179条第1項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書に戻りまして、8ページをご覧ください。

議案第7号「釜石大槌地区行政事務組合行政不服審査会条例」についてご説明いたします。

この条例は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、その権限に属させられた事項を処理するための機関として「行政不服審査会」を設置しようとするもので、その施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

10ページをご覧ください。

議案第8号「釜石大槌地区行政事務組合情報公開条例」についてご説明いたします。

この条例は、行政不服審査法の施行に伴い、行政文書の開示の決定等に係る審査請求などに関し所要の改正を行うにあたり、公文書公開条例の全部を改正し、情報公開条例として制定しようとするもので、その施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

15ページをご覧ください。

議案第9号「釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この条例は、行政不服審査法の施行に伴い、個人情報の開示の決定等に係る審査請求など関し所要の改正を行おうとするもので、その施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

16ページをご覧ください。

議案第10号「釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、職員の職務の級別職務分類について所要の改正を行うとともに、岩手県人事委員会の勧告を参考として、世代間の給与配分など給与制度の総合的な見直しを実施しようとするもので、その施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、議案第7号から議案第10号までの条例4件につきましては、地方自治法第292条において準用する、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、追加提出いたしました、議案第11号「釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

釜石大槌地区行政事務組合監査委員の野田喜一さんは、平成24年4月1日から4年にわたり、組合業務の適正な執行に多大なるご尽力をいただきましたが、来る3月31日をもって退任することになりました。

その後任といたしまして、4月1日から小林俊輔さんを選任したいので、地方自治法第292条において準用する、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、小林さんの経歴等につきましては、議案書に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

- 議 長（古川愛明君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。
- 議 長（古川愛明君） 日程第4 議案第5号「釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。  
これより質疑を許します。
- 議 長（古川愛明君） 以上で、質疑を終わります。  
これより議案第5号を採決いたします。  
本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。
- 議 長（古川愛明君） 日程第5 議案第6号「平成27年度釜石大槌地区行政事務組合補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。  
これより質疑を許します。

○ 遠藤幸徳君 議長

○ 議 長（古川愛明君） 8番 遠藤幸徳さん

○ 遠藤幸徳君 分担金についてお伺いします。  
今回の分担金については、給与改定に伴うものだと思いますが、今更、私がこの場でこう言った質問をするのもいかなものかと思えますけれども、市の分担金と町の分担金、その決められた比率で配分されているわけですが、計算しますとそれぞれやはり比率がありますので、大きな差が出てきますので、それだと市民に分かりにくい部分がありますので、町民一人当たり、市民一人当たりどれくらいの分担金になるのか、その辺についてお伺いします。

○ 事務局長（和田利男君） 議長

○ 議 長（古川愛明君） 事務局長

○ 事務局長（和田利男君） はい。只今、分担金についてのご質問でございました。  
少し、これまでの推移も含めてご説明をさせていただきます。  
平成20年、震災前辺りの分担金につきましては、11億～12億くらいで推移をしてございました。  
例えば、平成20年でございますと、釜石市が8億ちょどくらい、大槌町が3億6300万、だいたいそのような数字になってございます。  
これを例えば平成27年度当初予算ベースでご説明をいたしますと、全体で13億3000万ほどの分担金の額になってございまして、内訳をみますと釜石市が8億9700万、大槌町が4億3400万ほどになってございます。  
只今は一人当たりの、ということでのご質問でございました。  
平成20年辺りで言いますと、釜石市の人口4万人から4万1000人、大槌町におかれましては1万6300から1万6100くらいに減少している時期でございまして、一人当たりの金額を言いますと、平成20年度で1万9516円が釜石市、大槌町が2万2213円という数字になってございます。

これを直近の数字にあてはめると、まだ 27 年度末の人口が出ておりませんので 26 年度で申し上げますと、釜石市の人口が 3 万 6078 人、大槌町が 1 万 2477 人になってございまして、これを先ほどお話した金額と割ってみますと、26 年度で 2 万 6480 円が釜石市、大槌町におかれましては 3 万 6860 円ということになってございまして、28 年度当初で見ますと若干分担金の額が減ってございますので、類似した金額になりますが、参考までに釜石市が 2 万 4972 円、大槌町が 3 万 4927 円になってございまして、20 年当時と比較しますとずいぶん増えているということになります。

当然、庁舎の建設事業がございましたけれども、28 年度においては大きな建設事業はないのですが新しい庁舎の光熱水費や設備機器の点検とかが増えていることで、そんな形になっております。

なお、平成 20 年当時と比較しまして、釜石市と大槌町の一人当たりの分担金が随分差が開いてくる傾向になってございます。

一つには、大槌町の人口の減りが大震災の関係もございまして、減りがちょっと強めに出ているということと、もう一つを申し上げるならば、し尿の関係につきましては、ほぼ利用割ということになってございます。大槌町から運ばれるし尿の数量が非常に増えているというような傾向もあって、そういう風な形になっているということでございます。

○ 遠藤幸徳君 議長

○ 議長（古川愛明君） 遠藤幸徳さん

○ 遠藤幸徳君 改めて、負担割合が年々増えて来ていることが確認できました。これが、今後どういった推移になってくるのか、大変気になるところでありますし、その財源等についても気になるところでございます。

支出の部分の公債費でございますが、公債費が 1 億 7 千 451 万 3000 円、こういった金額が提示となっておりますが、今後の公債費の、たぶん借入金の償還によるものだと思いますが、償還計画がどういった形で、何年頃までこういった形で、続くのか示して欲しいと思います。

○ 事務局長（和田利男君） 議長

○ 議長（古川愛明君） 事務局長

○ 事務局長（和田利男君） はい。公債費のご質問でございました。

今後の見込みということでございますのでお話をいたしますと、大槌消防署の建設に伴いまして、今回起債をしなければなりません。

したがって、それに基づきまして増える傾向であろうととらえております。

まだ、具体的な起債については金融機関と交渉と言いますか具体的な利率とかは決まっておりますけれども、仮に 1.5%でお借りをする、それが据え置き 1 年元金均等 15 年払いという事を予定してございますので 1.5%だけは仮置きですけれども、これで計算した場合の償還の見込みになります。

ピークは、平成 30 年度、要は据え置き期間が終わった後になりまして、3 千 720 万ほどになると思っております、その後少しずつ減ってくるということになります。

ちなみに、平成 29 年度の見込みが 2 千 544 万ということですので、30 年度あたりが一番多くなってくるのではないかと見込みを立てているところでございます。

参考までに、過去の状況を見てみますと、し尿処理場が平成 19 年から稼働してございまして、その償還が始まったあたりから増えてくるわけですけれども、平成 26 年度では 1 億 8 千万ほどの公債費になっておったところでございます。

○ 遠藤幸徳君 議長

- 議 長（古川愛明君） 遠藤幸徳さん
- 遠藤幸徳君 償還の財源というものは、もうしっかりしているだろうと思えますけれども、その辺についてはどのようにとらえているのか。
- 事務局長（和田利男君） 議長
- 議 長（古川愛明君） 事務局長
- 事務局長（和田利男君） はい。償還の財源ということでございましたけれども、行政事務組合の規約の中で、消防費はこう、し尿処理についてはこう、それから、我々の事務的経費についてはこう、というようなことで定められておりますので、定められた割合、つまり均等割であったり、人口割であったり、あるいは利用割であったり、あるいは基準財政需要割額ということで算定をさせていただきますけれども、その財源につきましては、すべてと言っていると思えますけれども、構成市町からの分担金によるものでございます。
- 議 長（古川愛明君） 以上で、質疑を終わります。  
これより議案第6号を採決いたします。  
本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。
- 議 長（古川愛明君） 日程第6 議案第7号「釜石大槌地区行政事務組合行政不服審査会条例」を議題といたします。  
これより質疑を許します。
- 議 長（古川愛明君） 以上で、質疑を終わります。  
これより議案第7号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長（古川愛明君） 日程第7 議案第8号「釜石大槌地区行政事務組合情報公開条例」を議題といたします。  
これより質疑を許します。
- 議 長（古川愛明君） 以上で、質疑を終わります。  
これより議案第8号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



- 議 長（古川愛明君）           ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長（古川愛明君）           日程第 8 議案第 9 号「釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護  
条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
これより質疑を許します。
- 議 長（古川愛明君）           以上で、質疑を終わります。  
これより議案第 9 号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君）           ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長（古川愛明君）           日程第 9 議案第 10 号「釜石大槌地区行政事務組合職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
これより質疑を許します。
- 議 長（古川愛明君）           以上で、質疑を終わります。  
これより議案第 10 号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君）           ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長（古川愛明君）           日程 10 議案第 11 号「釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選  
任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本案は人事案件でありますので、議事の順序を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君）           ご異議なしと認めます。  
よって直ちに採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（古川愛明君）           ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案に同意することに決しました。  
この度退任されます野田喜一監査委員と、ただいま監査委員の選任に同意いたしました小林  
俊輔さんから、それぞれご挨拶があります。  
野田監査委員、議員席の前においてご挨拶を願います。

- 監査委員（野田喜一さん） 一言ご挨拶を申し上げます。  
先ほどご紹介ありましたとおり、私こと、この3月31日をもちまして、本組合監査委員を退任をいたします。  
監査委員就任以来、組合ご当局並びに組合議会の皆様には、大変なご支援とご協力をいただいで参りました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと存じます。  
最後になりますが、組合業務の進展、そして構成市町であります釜石市、大槌町の今後のご隆盛を祈念申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、御礼のご挨拶に代えさせていただきます。  
ありがとうございました。
- 議長（古川愛明君） 次に小林俊輔さん、ご挨拶をお願いします。
- 小林俊輔さん 只今は、選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。  
微力ではございますが、職務の重要性を認識し、誠心誠意努めて参りますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（古川愛明君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。  
  
これをもって、本日の会議を閉じ、平成28年3月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後2時24分閉会)

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年3月18日

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 古川愛明

議会議員 芳賀潤

議会議員 遠藤幸徳